

幼児教育・保育の無償化について

保育園、認定子ども園を利用する2・3号認定子ども

○ 保育標準時間・保育短時間の保育料

- ・ 3歳以上の子どもの保育料が**無償化**されます
- ・ 住民税非課税世帯の3歳未満の子どもの保育料が**無償化**されます

※基準となる年齢は、当該年度の4月1日時点の年齢です。

○ 2号認定子どもの給食費（副食費）

次の子どもは、給食費のうちの**副食費分※**が免除されます。

※主食費はご負担いただきます。

☆ 年収360万円未満相当世帯の子ども

☆ 収入に関わらず、第3子以降の子ども

ここでいう**第3子**とは、小学校就学前の子どものうち、年長者から数えて3人目の子どものことです。

○ 3号認定子どもの給食費

3号認定子どもの保育料には、給食費（主食費及び副食費）が含まれていますので、主食費のご負担もありません。



次の費用は無償化されません！

次の費用は**実費負担**となります。

- ・ 認定区分に関わらず**延長保育の保育料**
- ・ **給食費や教材費、行事費等**

幼稚園、認定子ども園を利用する1号認定子ども

○教育標準時間保育料

3歳以上の子どもの教育標準時間分の**保育料が無償化**されます。

○預かり保育料

要件を満たして「**保育の必要性の認定**」を受けた場合、**利用日数に応じた額（利用日数×日額450円、最大月額11,300円まで）が無償化**されます。

※利用状況や園で定める利用金額によっては、自己負担が生じる場合があります。

【保育の必要性の認定要件】

※父母（保護者）について確認します。

要件	内容
1 就労	家庭内外で月48時間以上、就労している
2 妊娠・出産	妊娠中、出産後である
3 疾病・障がい	病気や負傷、心身障がいがある
4 介護・看護	月48時間以上の介護・看護をしている
5 災害復旧	火災、風水害、地震等の復旧にあたっている
6 求職活動	日中、求職活動中である（認定期間3か月以内）
7 就学・職業訓練	月48時間以上、就学・職業訓練をしている
8 虐待・DV	虐待やDVのおそれがある
9 育休継続	育休取得時からの継続利用である
10 その他	上記以外で市が認める場合

○給食費（副食費分）

次の子どもは、給食費のうちの**副食費分※**が**免除**されます。

※主食費はご負担いただきます。

☆**年収360万円未満相当世帯の子ども**

☆**収入に関わらず、第3子以降の子ども**

ここでいう**第3子**とは、**小学校3年生以下**の子どものうち、**年長者から数えて3人目の子ども**のことです。



次の費用は無償化されません！

次の費用は**実費負担**となります。

- ・「保育の必要性の認定」を受けられない場合の**預かり保育料**
- ・**給食費や教材費、行事費等**